

## 入札契約制度の見直しを行います

### 請負工事受注機会確保方式による入札の本格実施

市内中小企業者の育成、技術者不足への対応及び工事の品質確保を図るために、平成28年10月から請負工事受注機会確保方式について試行的に実施してきたところですが、今後より効果的に実施していくよう、試行で見た課題などの運用を見直した上で、本格実施に移行します。

#### 1 請負工事受注機会確保方式の概要

市が発注する請負工事において、公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事をグループ化した上で、グループ内の案件については、くじ引きにより落札できる件数を1者1件とする方式。

##### (1) 「請負工事受注機会確保方式」の入札イメージ

工事①の落札候補者を「除外(無効)」にした上で、工事②のくじ引きを実施。

	事業者A	事業者B	事業者C	事業者D	事業者E
工事①	くじ〇 (落札候補者)	くじ×	くじ×	くじ×	くじ×
工事②	除外(無効)	くじ〇 (落札候補者)	くじ×	くじ×	くじ×

##### (2) 試行実施の状況

###### ア 対象業種及び等級区分(ランク)

市長部局及び上下水道局で発注する土木、水道、下水関係の工事の一部業種・ランクで実施。【別紙図1参照】

###### イ 実施件数

計76グループ152件(各年度の実施件数は【別紙図2参照】)

#### 2 請負工事受注機会確保方式の試行実施における効果と課題

##### (1) 効果

ア くじ引きによる同一事業者の複数受注の回避。

イ 配置可能技術者1名の場合における事業者の複数入札への参加機会の確保。

ウ 事業者の過大受注の回避による粗雑工事や工事遅延の防止への寄与。

##### (2) 課題

ア 落札候補者の配置予定技術者に関する審査がある中で、1件ずつくじ引き及び落札決定を行うという事務手続に時間を要することから、事務運用上「1グループを2件の工事まで」に制限。

イ 別案件の落札決定を控えている場合、事業者にとって2件目の落札決定までの間、技術者の配置を見込むことが困難。

#### 3 見直しの内容【別紙図3参照】

(1) 課題解決のため、落札候補者の配置予定技術者に関する審査を「直列審査」から「並列審査」に変更。

(2) 落札候補者は審査結果を待たずに、以降の対象案件では「除外(無効)」として順次くじ引きを実施。

#### 4 今後の予定

令和4年4月1日以降、対象案件について、並列審査での受注機会確保方式を本格実施します。

【図1】

対象業種及び等級区分（ランク）

	平成28年10月 試行実施開始 ⇒ 平成29年9月 対象業種の拡大(下線部)
市長部局	「土木」B、「舗装」A及びB、「造園」「とび・土工」(土木発注)、「土木」A、「塗装」(土木発注)
上下水道局	「下水管きょ」A及びB、「水道施設」A、「水道施設」B

【図2】

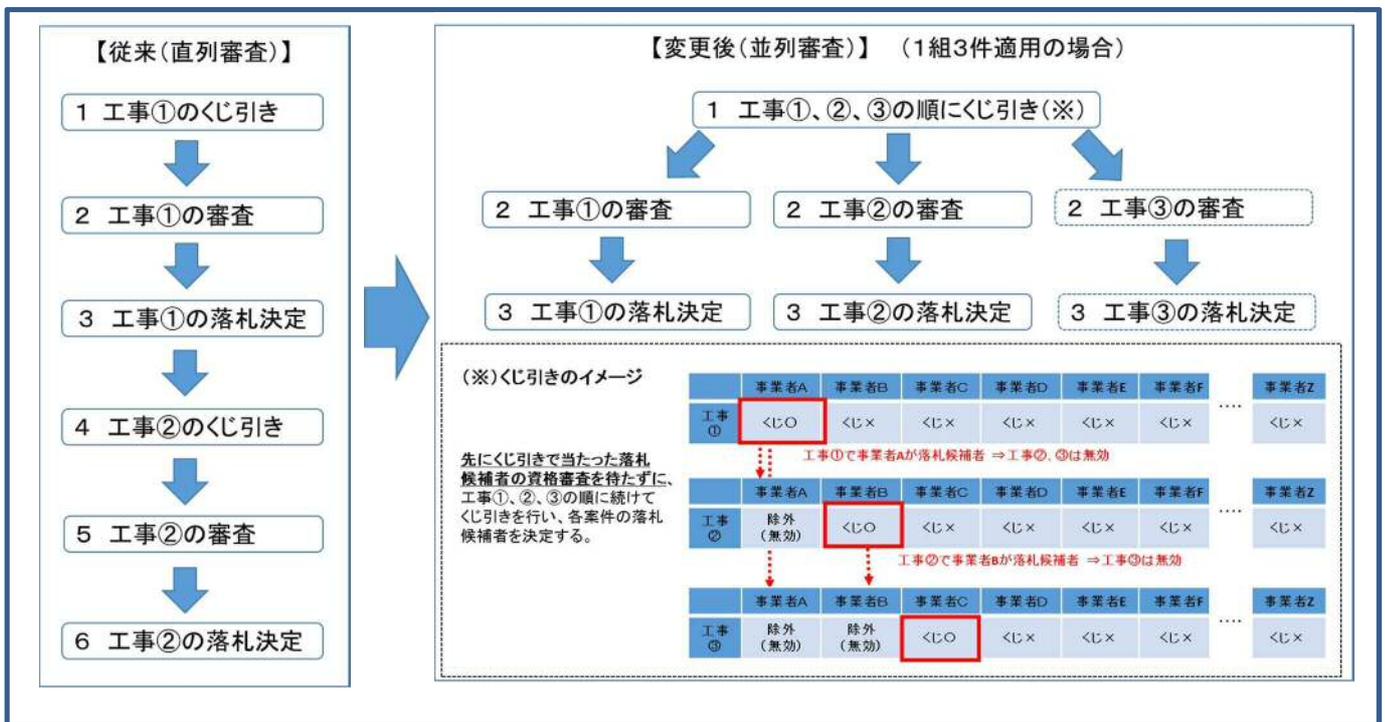
各年度の実施件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
12組24件	25組50件	16組32件	8組16件	7組14件	8組16件(※)

(※令和4年1月20日現在)

【図3】

手続のイメージ（左側が「直列審査」、右側が「並列審査」）



【見直し後の効果】

並列審査の導入で落札決定までの手続の迅速化を図ることにより、事務運用上1組3件以上の適用ができるようになり、本制度の更なる活用が可能となる。

また、事業者にとっても技術者の配置が見込みやすくなる。